

敦賀市自動販売機設置事業者選定入札要領

令和7年度 一般競争入札（再度公告）

敦賀市 総務部 契約管理課

## 目次

1	趣旨	1
2	賃貸借物件	1
3	入札参加資格要件	1
4	契約に当たっての条件	1
5	入札スケジュール	3
6	要領等の配布期間等	3
7	質問の受付及び回答	3
8	参加申込書等の提出	4
9	入札参加資格の審査	4
10	資本的関係又は人的関係のある者の入札参加の制限	5
11	入札執行の日時及び場所	5
12	入札の方法	5
13	無効な入札	6
14	入札回数	6
15	入札保証金及び契約保証金	6
16	落札者の決定	6
17	入札の変更等	6
18	契約の締結	7
19	入札に関する担当部署	7
20	施設見学の連絡先	7
	一般競争入札参加申込書（再度公告）	8
	入札書	9
	委任状	10
	質問書	11
	敦賀市自動販売機設置事業者選定入札（再度公告）参加資格通知書	12
	入札辞退届	13
	一般競争入札参加申込書（再度公告）記載例	14
	入札書（記載例）	15
	入札書（記載例・代理人ありの場合）	16
	委任状（記載例）	17
	入札書の封筒記載例	18
	市有財産賃貸借契約書（案）	19

## 敦賀市自動販売機設置事業者選定入札（再度公告）要領

### 1 趣旨

この入札要領は、敦賀市の公共施設に自動販売機を設置する事業者を選定するための一般競争入札を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 賃貸借物件

次の公共施設に自動販売機を一般競争入札により設置する。

設置施設	設置場所	賃貸借面積	取扱希望商品	貸付区分	予定賃貸借料率
総合運動公園	ちびっこ広場トイレ南側	0.96 m <sup>2</sup>	アイス・ 氷菓子	土地	非公開

※ 賃貸借面積は、自動販売機本体の隣に回収箱（幅0.40m）を2個設置した場合を想定したもの

### 3 入札参加資格要件

入札の参加者となることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (3) 福井県内に販売・営業活動を行う本・支社又は営業所があり、国又は地方税を滞納している者でないこと。
- (4) 福井県又は敦賀市において指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 敦賀市暴力団排除条例（平成23年敦賀市条例第14号）に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。（法人の場合は、その役員を含む。）
- (6) 過去5年間に公共施設への自動販売機の設置実績があること。

### 4 契約に当たっての条件

#### (1) 契約の内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、敦賀市が設置事業者に対し、行政財産の一部を貸付けにより行う。

#### (2) 賃貸借期間

ア 令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）までの3年間とし、契約更新は行わない。

イ 自動販売機、必要機器及び回収箱等の設置は、令和8年4月8日（水）までに行うこと。

(3) 貸貸借料

貸貸借料は、自動販売機の売上金額（税込・軽減税率8%）に貸貸借料率の割合を乗じて得た金額とする。本市が設定する最低貸貸借料率以上で、最高の割合の貸貸借料率を入札した者を設置事業者に選定する。

(4) 売上報告書の提出等

設置事業者は、毎月の売上状況を四半期ごとに取りまとめ、各期最終月の翌月15日までに報告書を本市に提出し、本市が発行する納入通知書により、四半期ごとの貸貸借料を指定する期日までに支払うものとする。

(5) 自動販売機の仕様

ア 設置する台数及びサイズ 別紙 物件説明書に定めるとおり。

イ できる限りユニバーサルデザインの機種とし、貸貸借物件周辺の内外装と調和するデザインであること。

ウ 取扱商品は、一般に認知、支持されているアイスクリーム類、氷菓とする。

エ 販売価格は標準小売価格以下とすること。

オ 省電力やノンフロン対応など、環境負荷の低減に十分配慮した機器であること。

カ 日本工業規格の「自動販売機の据付基準」及び日本自動販売機工業会の「自動販売機据付基準マニュアル」を遵守し、転倒防止等の安全対策に努めること。

キ 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪防止に万全を尽くすものとする。

ク 食品衛生法の「食品、添加物等の規格基準」や業界自主基準である「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要綱」等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。

ケ 日本自動販売協会の自動販売機設置自主ガイドラインに沿ったものであること。

(6) 費用負担区分

ア 自動販売機の設置費用等

設置、維持管理及び撤去に要する一切の費用は、設置事業者の負担とする。

イ 電気料

設置事業者は、電力使用量計測用の子メーターを自らの負担で設置し、貸貸借料とは別に市が算定した電気料について市が指定する期日までに納入すること。

(7) 維持管理

ア 商品の補充、賞味期限の確認、金銭の管理等の自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に行うこと。

イ 販売品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収箱を必要数設置し、使用済容器等は設置事業者の責任で適切に回収を行ったうえ、周辺の清掃をすること。

ウ 商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。

エ 関係法令及び敦賀市条例等を遵守するとともに、敦賀市等関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続等を行うこと。

オ 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置するとともに、設置後においても定期的に安全面に問題がないか確認すること。

カ 自動販売機の設置に伴う事故については、設置事業者がその費用と責任において解決すること。

キ 故障等の問合せに対応するため、自動販売機本体に設置事業者の連絡先を明記すること。

ク 自動販売機に係る盜難等により商品及び設置機器が汚損し、又は損傷したときは、設置事業者の責任において対応すること。

#### (8) 使用上の制限

ア 賃貸借物件を自動販売機の設置以外の目的に使用しないこと。

イ 賃貸借物件の賃借権の譲渡、賃貸借物件の転貸をしないこと。

#### (9) 原状回復

設置事業者は、賃貸借期間が終了したとき、又は契約が解除されたときは、敦賀市が指定する期日までに設置事業者の費用負担により原状回復すること。

#### (10) 賃貸借契約の取消

賃貸借期間内であっても、その設置場所を敦賀市において使用する必要が生じたとき、又は設置条件に違反する行為が認められるときは、賃貸借契約を取消すことがある。

### 5 入札スケジュール

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| (1) 入札要領の公開  | 令和8年2月13日（金）              |
| (2) 質問の受付    | 令和8年2月13日（金）～令和8年2月20日（金） |
| (3) 質問の回答    | 令和8年2月27日（金）まで（随時公開）      |
| (4) 参加申込書の受付 | 令和8年2月13日（金）～令和8年2月27日（金） |
| (5) 入札・開札    | 令和8年3月16日（月）午前10時から       |

### 6 要領等の配布期間等

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 配布期間 | 令和8年2月13日（金）から令和8年2月27日（金）まで  |
| (2) 配布方法 | 敦賀市ホームページ（ <a href="https://www.city.tsuruga.lg.jp/">https://www.city.tsuruga.lg.jp/</a> ）からダウンロードすること。 |

### 7 質問の受付及び回答

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 提出様式 | 質問書（様式第4号）   |
| (2) 受付期間 | 令和8年2月13日（金）から令和8年2月20日（金）まで                                       |
| (3) 提出先  | 敦賀市 総務部契約管理課   |
| (4) 提出方法 | 電子メール（「19 入札に関する担当部署」のメールアドレスに同じ。）<br>タイトルは「自動販売機入札質問（事業者名）」とすること。 |
| (5) 回答   | 令和8年2月27日（金）までに敦賀市ホームページで随時公開する。                                   |

質問者に対しては、質問書を提出したメールアドレスに回答を送付する。  
なお、質問に対する回答は、本要領を補足する。

## 8 参加申込書等の提出

- (1) 入札に参加を希望する者は、次の書類を各1部提出すること。  
各証明書については、いずれも発行後3ヶ月以内のものを提出すること。
- ア 一般競争入札参加申込書（様式第1号）
  - イ 自動販売機の設置実績を証する書類の写し
  - ウ 自動販売機の仕様が分かる書類（カタログ、写し可）
  - エ （法人の場合）履歴事項全部証明書
  - オ （個人の場合）営業許可証 ※許可期間内のもので写し可
  - カ 印鑑証明書
  - キ 納税証明書
- ①敦賀市内の事業者（敦賀市総務部税務課で証明）  
(敦賀市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。)  
・直近2年分の法人市民税の納税証明書
- ②敦賀市外の事業者（国税納税地を管轄する税務署で証明）  
・納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）
- ※ 入札参加申込書の提出は、1法人につき1通とします。（様式第1号）一般競争入札参加申込書にある申込欄に丸を記載してください。
- ※ 提出書類に不備がある場合で、提出期間内に不備が解消されないときは、参加申込がなかったものとして取り扱うので注意すること。（既に提出済の書類は返却するものとする。）
- ※ 上記エからキについては、令和7年度敦賀市物品等競争入札参加資格を有している者は不要
- ※ 提出書類の返却はしない。
- ※ 入札を辞退する場合は、（様式第6号）入札辞退届を下記(3)の提出先まで郵送で提出すること。
- (2) 受付期間 令和8年2月13日（金）から令和8年2月27日（金）の午前8時30分から午後5時15分まで※郵送の場合は、期限内必着とする。
- (3) 提出先 総務部契約管理課（「19 入札に関する担当部署」の住所に同じ。）
- (4) 提出方法 持参又は郵送

## 9 入札参加資格の審査

提出していただいた書類により審査を行う。審査結果については、（様式第5号）敦賀市自動販売機設置事業者選定入札参加資格通知書で通知する。なお、次のような場合は全て無効とする。

- (1) 8に掲げる提出書類に虚偽の記載や間違いがあったとき
- (2) 申込資格や指示事項等に違反したとき
- (3) 当該結果の通知後、不正等が判明したとき

## 10 資本的関係又は人的関係のある者の入札参加の制限

入札に参加を希望する者のうち、資本的関係又は人的関係のある者同士は、いずれか1者しか入札に参加することができない。

## 11 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月16日（月）午前10時00分から

設置施設	設置場所	入札開始時間
総合運動公園	ちびっこ広場トイレ南側	10時00分

- (2) 入札会場 敦賀市役所 2階 201会議室
- (3) 集合 入札開始時間までに入札会場に入室すること。入札会場には、参加申込者本人又はその代理人以外の者で1名しか入室ができない。
- (4) その他 入札の開始時間に遅れた場合は、原則その入札について辞退したものとみなす。

## 12 入札の方法

- (1) 入札書 指定の入札書（様式第2号）にて行う。

必要事項を記載、押印し、【敦賀市自動販売機設置事業者選定入札（再度公告） 入札書在中】と記載した封筒に入れ、封をした後に該当部分3か所に割印をして提出すること。

入札書は1枚作成し封筒に入れること。

入札者は、いかなる理由があっても、提出後の入札書の書換え、引換え、取消し又は撤回をすることができない。

- (2) 委任状 代理人により入札をする場合は、代理人は、入札書を提出する前に委任状（様式第3号）を提出すること。なお、同じ代理人が複数の入札に参加する場合は、初回の入札書を提出する前に委任状を提出すること。

- (3) 入札書に記載する賃貸借料率

賃貸借料率は、売上見込額（消費税及び地方消費税を含んだ額※8%）に対する希望賃貸借料（消費税及び地方消費税を含まない額）の割合（パーセント、小数点第1位まで）とする。

- (4) その他 入札用封筒、入札書に押印した印鑑（代理人が入札する場合は、委任状に押印した代理人の印鑑）を持参すること。

## 13 無効な入札

---

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。落札決定後、又は契約締結後にその事実が判明した場合も同様とする。

- (1) 入札参加申込書の提出のない者のした入札
- (2) 一の入札について、同一の者がした二以上の入札
- (3) 入札者の記名・押印のない入札
- (4) 入札書に記載の賃貸借料率を訂正した入札
- (5) 執行中の入札と異なる入札、又は誤字、脱字等により判読できず入札者の意思表示が不明確である入札
- (6) 入札の際、談合その他不正の行為をした者の入札
- (7) ファックス、電子メール等により原本以外の入札書を提出した入札
- (8) 摩擦熱や消しゴム等、容易に消すことができる筆記具で記載された入札
- (9) 資本的関係又は人的関係のある者の入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか敦賀市財務規則第117条各号のいずれかに該当する入札

## 14 入札回数

---

入札回数は、物件ごとに2回までとする。

提出されたすべての入札書の予定賃貸借料率が、敦賀市が設定する最低賃貸借料率を下回った場合、再度入札を行う。これは、1回目の開札後、直ちに行うものとする。また、2回目の入札は、辞退することができる。

1回目の入札で「13 無効な入札」の各事項に抵触した入札を行った者は、2回目の入札に参加することはできない。

## 15 入札保証金及び契約保証金

---

免除

## 16 落札者の決定

- (1) 敦賀市が設定する最低賃貸借料率以上で、最高の割合の賃貸借料率を入札した者を落札者に決定する。
- (2) 落札者となるべき同率の賃貸借料率の入札をした者が2人以上のときは、「くじ」で落札者を決定する。落札者は、その権利を他者に譲渡できない。

## 17 入札の変更等

---

入札者が、不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者の入札の不参加又は入札の執行を延期若しくは中止することができる。

## 18 契約の締結

---

- (1) 落札者となった者は、落札の通知を受けた日から 5 日以内に、別途指示するところにより契約を締結しなければならない。契約書の内容は、「市有財産賃貸借契約書（案）（本要領 19～23 ページ）」のとおり。
- (2) 落札者となった者が、正当な理由なくして指定する期日までに契約の締結に応じない場合は、落札者の決定を取り消す。
- (3) 本契約の締結及び履行に関して、必要な一切の費用は落札者の負担とする。
- (4) 契約書に収入印紙の貼付が必要となる。
- (5) 本物件の販売品等必要な事項は、契約とは別に施設管理者と協議して定める。

## 19 入札に関する担当部署

---

敦賀市総務部契約管理課（担当：井上）

住所 〒914-8501

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号 契約管理課

電話番号 0770-22-8105（直通番号）

メール keiyaku@ton21.ne.jp（すべて半角文字）

## 20 施設見学の連絡先

---

賃貸借物件の施設の見学を希望する場合は、以下の施設を所管する各担当部署に事前に連絡して行うことができる。

施設見学の際、各担当部署の職員は、入札に係る質問には回答しない。質問がある場合は、質問書（様式第4号）の提出をもって行うこと。

施設見学について期限は設けないが、見学により質問が想定される場合は、質問書の提出期限（令和8年2月20日（金）まで）を考慮して、見学を実施すること。

総合運動公園

文化交流部 スポーツ振興課 担当：須磨

敦賀市沓見149号1番地

電話番号 0770-22-8155（スポーツ振興課）

様式第1号

一般競争入札参加申込書（再度公告）

令和8年 月 日

敦賀市長

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札（再度公告）に参加したいので、入札要領を遵守のうえ入札参加を申し込みます。

申込物件は、以下のとおりです。

「申込」欄に○を記載してください。

設置施設	設置場所	賃貸借面積	取扱希望商品	申込
総合運動公園	ちびっこ広場トイレ南側	0.96 m <sup>2</sup>	アイス・氷菓子	

入札書

(敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札再度公告)

令和8年3月16日

敦賀市長

(住所)

(氏名)

印

下記のとおり敦賀市財務規則並びに入札心得及びその他指示事項を承諾のうえ入札します。

記

賃貸借料率

--	--

 • 

--

 %

※賃貸借料率は、売上見込額に対する希望賃貸借料（消費税及び地方消費税を含まない額）の割合（パーセント、小数点第1位まで）を記載すること。

※代理人が入札する場合、入札書は代理人が記名押印（代理人の印鑑）をすること。

委任状

令和8年3月16日

敦賀市長

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

今般\_\_\_\_\_を代理人と定め、

敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札（再度公告）について、下記の権限を委任します。

なお、委任解約をした場合には、連署のうえ届け出ます。

記

1 入札書提出の件

1 開札立会いの件（同上）

1 その他上記委任事項に関する一切の件

代理人

印

## 質問書

事業者名：

担当者：

連絡先：

メールアドレス：

質問事項 ※入札要領の箇所記載	内 容
(例) 入札要領○ページ △△	□□□と解してよろしいか。

※質問の内容は、入札要領等の箇所を質問事項に明記したうえ、簡潔かつ具体的に記載してください。

令和8年 月 日

敦賀市自動販売機設置事業者選定入札（再度公告）参加資格通知書

令和8年 月 日付けで参加申込みのあったみだしのことについて、入札参加資格を有していることを認めましたのでお知らせします。

入札は下記のとおり実施します。

記

1 日時 令和8年3月16日（月）午前10時から

設置施設	設置場所	入札開始時間
総合運動公園	ちびっこ広場トイレ南側	10時00分

2 場所 敦賀市役所2階 201会議室

担当：敦賀市総務部契約管理課（担当：井上）

住所：〒914-8501

福井県敦賀市中央町2丁目1番1号 契約管理課

電話番号：0770-22-8105（直通番号）

メール：keiyaku@ton21.ne.jp

## 入札辞退届

(敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札再度公告)

令和8年 月 日

開札年月日 令和8年3月16日(月)

件名 敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札(再度公告)

### 辞退する物件

設置施設	設置場所	入札開始時間
総合運動公園	ちびっこ広場トイレ南側	10時00分

このたび、上記物件に係る入札の参加申込みをしましたが、下記の理由により入札を辞退します。

記

### 入札辞退理由

---

令和8年 月 日

敦賀市長

入札参加申込者 (住所)  
(商号・名称)  
(代表者氏名)

印

※署名又は記名押印

申込書提出日（郵送日）

一般競争入札参加申込書（再度公告）記載例

令和8年2月〇〇日

敦賀市長

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

本店所在地 商号又は名称

代表者職氏名 代表者印

（委任先の登録がある場合は、委任先の  
所在地・商号又は名称、委任者の職氏名

敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札（再度公告）に参加したいので、  
入札要領及び仕様書等を遵守のうえ入札参加を申し込みます。

申込物件は、以下のとおりです。

「申込」欄に○を記載してください。

設置施設	設置場所	賃貸借面積	取扱希望商品	申込
総合運動公園	ちびっこ広場トイレ南側	0.96 m <sup>2</sup>	アイス・氷菓子	<input type="checkbox"/>

物件の申込欄に「○」を付けてください。

入札書（記載例）

入札日

（敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札再度公告）

令和8年3月16日

敦賀市長

（住所）

（氏名）

本店所在地 商号又は名称

代表者の職・氏名

入札参加資格に登録している使用印鑑

（印）

下記のとおり敦賀市財務規則並びに入札心得及びその他指示事項を承諾のう  
え入札します。

記

この場合、年間売上が100万円（税込）  
であれば年間賃貸借料は  
【屋外】 $100\text{万} \times 30\% = 30\text{万円}$   
となります。

賃貸借料率

30. 0%

※賃貸借料率は、売上見込額に対する希望賃貸借料（消費税及び地方消費税を含まない  
額）の割合（パーセント、小数点第1位まで）を記載すること。

※代理人が入札する場合、入札書は代理人が記名押印（代理人の印鑑）をすること。

入札書（記載例・代理人ありの場合）

（敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札再度公告）

入札日

令和8年3月16日

敦賀市長

委任状の委任元の法人所在地 商号又は名称  
代理人の氏名 代理人個人の印

（住所）福井県〇〇市〇〇 1-1

〇〇株式会社 △△支店

（氏名）△ △ △ △

印

下記のとおり敦賀市財務規則並びに入札心得及びその他指示事項を承諾のう  
え入札します。

記

この場合、年間売上が100万（税込）  
であれば年間賃貸借料は  
【屋外】 $100\text{万} \times 30\% = 30\text{万円}$   
となります。

賃貸借料率

30.0%

※賃貸借料率は、売上見込額に対する希望賃貸借料（消費税及び地方消費税（10%）  
を含まない額）の割合（パーセント、小数点第1位まで）を記載すること

※代理人が入札する場合、入札書は代理人が記名押印（代理人の印鑑）すること

委任状（記載例）

委任状作成日  
受付開始前でも可

令和8年3月16日

本店所在地 商号又は名称  
代表者職 氏名 代表者印  
委任先のある場合は、委任先のもの

入札当日に来られる  
方の氏名（代理人）

所在地 福井県〇〇市〇〇1-1  
商号又は名称 〇〇株式会社 △△支店  
代表者職氏名 支店長 □□ □□ (印)

今般\_\_\_\_\_を代理人と定め、

敦賀市自動販売機設置事業者選定一般競争入札（再度公告）について、下記の権限を委任します。

なお、委任解約をした場合には、連署のうえ届け出ます。

記

- 1 入札書提出の件
- 1 開札立会いの件（同上）
- 1 その他上記委任事項に関する一切の件

代理人の氏名・印

代理人 △ △ △ △

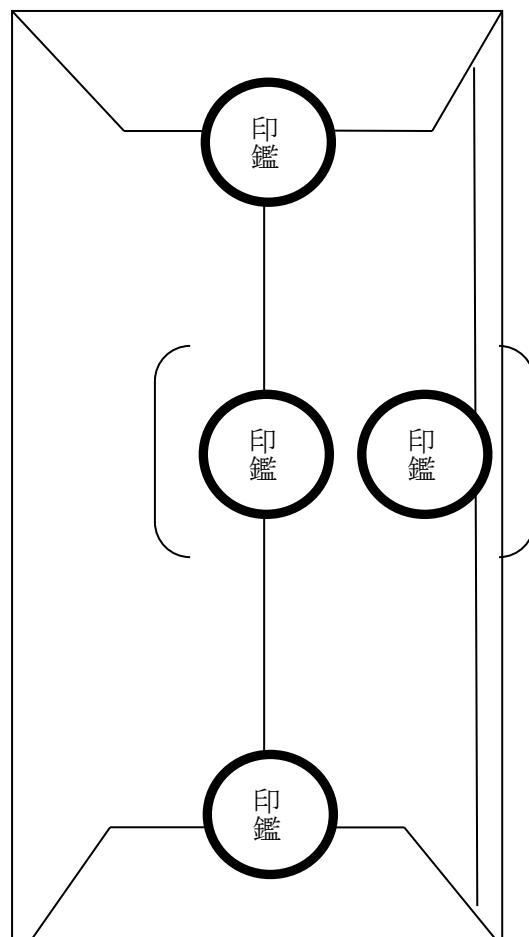
(印)

## 入札書の封筒記載例

封筒（表）

一般競争入札	所在地 入札者名 敦賀市自動販売機設置事業者選定（再度公告）
入札書在中	

封筒（裏）



### ☆注意事項☆

- ・縦書き、横書きは問いません。
- ・入札書を封筒に入れ、封筒には、入札者名、所在地を必ず記載してください。
- ・入札書を入れた、封筒の張り合わせ部分に3か所押印してください。
- ・封筒の裏面の貼付部分が左右に寄っている封筒を使用する場合も、中央の印鑑は、割印となるよう端に押印してください。（図のとおり）
- ・参加申込書、委任状は封筒の中に入れないでください。
- ・封筒と入札書の記載内容を確認して入れてください。
- ・封筒の裏面も、入札書と同様の印鑑を押印してください。

### 代理人が入札する場合

- ・入札書は、代理人が記名押印（代理人の印鑑）してください。
- ・封筒の裏面も、代理人の印鑑を押印してください。

## 市有財産賃貸借契約書（案）

敦賀市（以下「貸付人」という。）と〇〇〇〇〇（以下「借受人」という。）とは、次の条項により市有財産賃貸借契約を締結する。

### （信義誠実の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

### （賃貸借物件）

第2条 貸付人は、借受人に対し、その所有する次に掲げる市有財産の一部（以下「賃貸借物件」という。）を貸し付け、借受人はこれを借り受けるものとする。

- (1) 貸付施設 (施設の名称)
- (2) 貸付場所 (設置場所)
- (3) 貸付面積 (貸付面積)  $m^2$

### （用途の指定）

第3条 借受人は、賃貸借物件を自動販売機設置の用に供しなければならない。

2 借受人は、自動販売機設置に当たり仕様書の内容を遵守しなければならない。

### （賃貸借期間）

第4条 本契約の契約期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

### （賃貸借物件の保全義務等）

第5条 借受人は、賃貸借物件を常に善良な管理者の注意義務を持つて管理し、及び使用するものとする。

2 借受人は、賃貸借物件内において、危険物等の取扱いや他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

3 賃貸借物件に係る金銭の遺失、盗難その他事故等については、借受人において、一切を解決しなければならない。

### （賃貸借料の徴収）

第6条 賃貸借料は、売上金額に賃貸借料率〇〇.〇パーセントを乗

じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

- 2 前項に定める賃貸借料について、借受人は貸付人が四半期毎に発行する納入通知書により指定する期日までに納入しなければならない。
- 3 借受人は、契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税額等に変動が生じたときは、賃貸借料に相当額を加減して納入するものとする。
- 4 借受人は、賃貸借物件の使用につき必要とする加算金として、毎月使用した電気料を貸付人の発行する納入通知書により納入しなければならない。
- 5 電気料算出のため、借受人は、電力使用実績が明らかに把握できる計量機器等を設置するものとする。

#### （売上報告書の提出）

- 第7条 借受人は、自動販売機の売上状況を四半期毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月15日までに貸付人に報告するものとする。
- 2 貸付人は、前項に定める報告に基づき、前条第2項に定める納入通知書を発行するものとする。

#### （費用負担）

- 第8条 自動販売機及び電力使用実績計量機器等の設置、維持、補修、撤去その他の行為に要する一切の費用は、直接、間接経費を問わず全て借受人の負担とする。

#### （設置に当たっての遵守事項）

- 第9条 借受人は、自動販売機の設置に当たって商品の補充、賞味期限の確認、金銭の管理等を適切に行うとともに、次の事項を遵守するものとする。
- (1) 販売品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収箱を必要数設置し、使用済容器等は設置事業者の責任で適切に回収を行ったうえ、周辺の清掃を行うこと。
  - (2) 商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
  - (3) 関係の法令及び条例等を遵守するとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続等を行うこと。
  - (4) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえ

で安全に設置するとともに、設置後においても定期的に安全面に問題がないか確認すること。

- (5) 自動販売機の設置に伴う事故については、貸付人の責めに帰する場合を除き、借受人がその費用と責任において解決すること。
- (6) 故障等の問合せに対応するため、自動販売機本体に借受人の連絡先を明記すること。
- (7) 自動販売機に係る盗難等により商品及び設置機器が汚損し、又は損傷したときは、借受人がその費用と責任において対応すること。

(第三者への損害の賠償義務)

第10条 借受人は、賃貸借物件を指定用途に使用したことにより第三者に損害を与えたときは、貸付人の責めに帰すべき理由によるものを除き、その賠償の責めを負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 借受人は、本契約から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、継承又は担保提供してはならない。

(貸付人の解除権)

第12条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により借受人に催告したうえ、本契約を解除できる。

- (1) 法令又は本契約に違反したとき。
- (2) 本契約の内容の履行に関し、借受人又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (3) 借受人又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (4) 借受人が更正手続開始、再生手続開始若しくは破産手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
- (5) 第13条の規定によらないで、借受人が本契約の解除を申し出したときで、貸付人が契約の解除が相当であると認めるとき。

- 2 貸付人は、前項各号に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本契約を解除する必要があるときは、借受人との協議により本契約を解除することができる。
- 3 本条の規定により本契約が解除された場合において、借受人の責に帰すべき事由がある場合は、貸付人は納付済賃貸借料を違約金とし、借受人に返還しない。
- 4 前項の違約金は、損害賠償の一部としない。

(借受人の解除権)

第13条 借受人は、貸付人が次の各号のいずれかに該当したと認めるとときは、書面により貸付人に催告したうえ、本契約を解除できる。

- (1) 貸付人が本契約に違反したとき。
- (2) 本契約の履行に関し、貸付人に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

(解除に伴う撤去)

第14条 借受人は、本契約が解除されたときは、自己の負担により遅滞なく自動販売機の撤去を行わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第15条 借受人は、本契約期間の満了又は契約解除等により、賃貸借物件に投じた改良のための有益費その他の費用があつても、その費用の償還を貸付人に請求することができないものとする。

(原状回復)

第16条 借受人は、本契約期間の満了又は契約解除等により自動販売機を撤去したときは、速やかに原状回復をしなければならない。

(損害賠償)

第17条 借受人は、本契約の履行に関して、借受人の責に帰すべき事由により貸付人に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。

2 前項に規定する損害賠償の額は、貸付人及び借受人が協議して定めるものとする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、借受人の負担とする。

(疑義の解釈等)

第19条 本契約の定めに疑義が生じたとき、また本契約に定めのない事項は、貸付人及び借受人が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年3月〇〇日

貸付人 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号  
敦賀市  
敦賀市長

借受人 (落札した者の住所・氏名 等)